

《静岡市》

校則の策定及び運用・見直しに関するガイドライン

静岡市教育委員会

令和6年10月 改訂

【目 次】

はじめに

- 1 校則（※）の意義・位置づけ
- 2 校則の策定及び運用について
- 3 校則の見直しについて
- 4 性同一性障害、性的指向、性自認等に係る配慮事項

（※）本ガイドラインにおける「校則」について

- ・各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校・地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるもの。
- ・校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるもの。
- ・校則の代わりに、小学校では「〇〇小のきまり」、「生活のきまり」、中学校・高等学校では「校則」、「生徒心得」などと呼ぶ学校もある。

（出典：「生徒指導提要」P101）

はじめに

これまで、校則は、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものであり、学校がそれぞれ築き上げられてきた伝統やルール、保護者や地域の思い、学校や地域等の実態を踏まえて、最終的には校長により策定されてきました。それにより、児童生徒の成長や学校運営の安定において、一定程度の役割を果たしてきました。

その一方で、社会の変化に伴う考え方の変化や多様化に伴い、校則の意義や内容を適切に説明できない状況が見られるようになりました。

それを受けて、文部科学省は、令和4年12月の「生徒指導提要」の改定を通して、『校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長による制定されるもの』と示しました。また、その運用について、『校則を守らせることにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要』と示しました。

この考え方は、『生徒指導とは、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動（生徒指導提要P12）』という生徒指導の定義に基づいています。

このような動きの中で、校則が制定されてから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要はないか、本当に必要なものかなどの見直しが求められています。さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合には、どのような配慮が必要であるかを検証・見直しを図ることも求められています。

また、校則は最終的には校長により適切に判断されることですが、このような動きを受けて、児童生徒や保護者、地域等の意見を聴取する必要も求められています。特に、児童生徒を校則の見直しに積極的に参画させることは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則の見直しの中で、児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学習指導要領に示される、児童（生徒）一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくために必要とされる「主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力」・「自己の感情や行動を統制する力」・「よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度」につながり、「主体性」や「当事性」が育成されます。

したがって、学校はこれまでの慣習にとらわれることなく、児童生徒が主体的に関わり、社会の変化や人権尊重、多様性への配慮等の視点に立った校則の見直しを、今後も継続的に行う必要があります。その取組を支えるために、静岡県教育委員会として、校則の意義や見直しの視点、見直しのプロセスなどを示すために、本ガイドラインを作成しました。各学校におかれましては、本ガイドラインや文部科学省の通知等を参考としながら、児童生徒や保護者、地域等の皆様とともに、校則の見直しに取り組んでいただきますようお願いいたします。

1 校則の意義・位置づけ

- ◆校則は、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるもの。
- ◆児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるもの
- ◆学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められた校則は、教育的意義を有するもの。

(出典：「生徒指導提要」P101)

- ・児童生徒が心身の発達の過程にあることや学校が集団生活の場であることから、学校には一定のきまりが必要であり、適切な指導を行うことは重要である。
- ・校則は、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものである。

2 校則の策定及び運用について

- ◆校則の意義・位置づけを踏まえつつ、「子どもの権利」を守るように配慮して校則を策定し、運用する。

(1) 校則の策定について

- ・少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮する。
- ・校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄だが、その内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、児童生徒や保護者等の学校関係者から意見を聴取した上で決めていくことが望ましい。

(2) 校則の運用について

①校則を守らせることばかりにこだわることのない指導の実施

- ・「何のために設けたきまりであるのか」ということを、児童生徒と教職員、保護者等が合意形成を図り、共通の理解のもとで指導を進める。
- ・教職員が校則制定の背景や理由についての理解をした上で、指導に当たる。
- ・児童生徒が、主体的に校則が制定されている意味を理解し、自主的に校則を守ることができるよう指導を進める。

②校則の内容、制定した背景等の周知

- ・普段から学校内外の関係者（児童生徒、保護者、地域の方々等）が参照できるように、校則を学校のホームページ等に公開する。
- ・児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に遵守できるよう、制定した背景等について普段から児童生徒や保護者へ示していく。

③校則に違反した場合の指導上の留意点

- ・ 行為を正すための指導にとどまらず、違反に至る背景等の把握に努める。
- ・ 児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導を行う。

【関連資料①】 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約) <平成6年5月批准>

～本条約の4つの原則～

- ①児童生徒に対するいかなる差別もしないこと。
- ②児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること。
- ③児童生徒の命や生存、発達が保障されること。
- ④児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていること。

(出典：生徒指導提要：P32)

【関連資料②】 こども基本法 <令和4年6月 公布>

～基本理念の趣旨(抜粋)～

- ・ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。(第3条第3号)
- ・ 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。(第3条第4号)

(出典：生徒指導提要：P34)

3 校則の見直しについて

◆児童生徒が校則の見直しに参画することの重要性

- ①校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながる。
- ②校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなる。

(1) 校則の見直しの必要性

校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、以下3つの視点で毎年見直しを行うことが必要である。

- ①改めて学校の教育目標に照らして適切な内容か。
- ②現状に合う内容に変更する必要があるか、本当に必要なものか。
- ③校則によって、教育的意義に照らしても不適切に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか。もしマイナスの影響を受けている児童生徒がいる場合にはどのような点に配慮が必要であるか。

(2) 校則の見直しを行う際のポイント

校種や学校の実態に応じて校則の見直しを行うために、見直しを行う際のポイントや取組例を下記に示す。

- ①各学校においては、組織的かつ計画的に校則についての見直しが行われるための体制作り、年間指導計画への位置付けを行う。
- ②学級活動や道徳の時間、児童会や生徒会活動など、児童生徒が主体的に校則の見直しに参画する機会を設ける。
- ③各学校の実態に応じて、教職員と児童生徒、保護者等がお互いの考えや意見等を出し合うための、対話する場や機会を設ける。

(取組例)

- ・高学年児童と児童会、担当職員が中心となって見直しを行い、職員会議やPTA役員会での意見聴取を経て、校長が策定した。
 - ・生徒会と見直し実行委員会、担当職員が中心となって見直しを行い、見直し案を職員会議で検討した。その後、生徒総会で決議し、PTA役員会での説明後、校長が制定した。
 - ・児童生徒と担当職員が作成した見直し案をもとに、保護者向けアンケートを作成し、意見収集を行った。集約した保護者の意見をもとに再検討し、職員会議を経て、校長が策定した。
- ④保護者等への説明や意見を収集するための場を設ける。
(例) PTA役員会、学校評議員会、小中一貫教育推進委員会、学校運営協議会等
 - ⑤校長は、協議の結果を尊重することを基本とするが、協議での結果と異なる決定をする場合は、その理由を教職員や児童生徒、保護者等へ説明する。
 - ⑥児童生徒や保護者、地域等との共通理解を図るために、策定した校則の内容については学校ホームページに掲載し、周知を図る。また、見直しの取組については適切に記録・保存し、その経緯を引き継ぐ。(更新した際には、更新年月を記載)

(3) 見直すべき内容について

- ①「〇〇っ子らしい」や「〇〇生らしい」などのあいまいな表現ではなく、児童生徒や保護者等にとって分かりやすく、学校として適切な理由が説明できる内容へ変更する。
- ②あまりにも詳細な内容まで規定している校則については見直しを行い、場合によっては、校則から削除することも含めた検討を行う。
- ③表に示す内容については各学校において必ず見直しを行い、人権尊重の観点から不適切になりうるものについては、校則から削除する。

＜人権尊重の観点から不適切になりうるもの＞

	視 点	見直し理由	例
ア	性別に関すること、 様々な文化や性の多様 性への配慮	一方的な性の価値観から 選択の余地がないもの	・女子はスカートを着用する ・男子は〇〇とする。
		性別ごとに異なった髪型 の規定をしているもの	・男子は耳にかからない長さ とする
		肌を隠すことが許されな い服装の規定をしている もの	・夏服時は半そでのシャツのみ とする
イ	健康上の配慮	健康被害につながるもの	・給食は決められた時間内に残さ ず食べる
		体調維持に問題が生じる もの	・マフラーやタイツ禁止、校舎内 での使用禁止 ・うちわ（扇子）や日焼け止めの 禁止
ウ	適切な説明	目的がわかりにくいもの	・女子は靴下を三つ折りにする
		色を限定するもの	・靴、靴下、肌着等は白一色と限 定する
		過度な制約に合理性が見 いだせないもの	・襟の高さは4 cm±0.2 cmと する ・靴下はかかとから〇 cmの高さ とする
エ	家庭での生活などに係 るもの	校則としての規定可否 （保護者、地域等との検 討・見直しが必要）	・外出時は必ず保護者の許可を得 てから外出する ・友だちの家への外泊禁止 ・特定の商業施設への出入り禁止
オ	生徒指導・保健衛生指 導に係るもの	普段の生徒指導や保健衛 生指導で対応するべきも の	・線路に置き石をしない ・髪を結ぶゴム等不必要な数を手 首につけることの禁止 ・髪が肩にかかる場合はしぼる
カ	髪型など過度に制限し ているもの	校則としての規定可否 （学校として指導する内 容かどうか）	・髪の縛り方、染色やパーマ ・特定の髪型の禁止 ・ゴムやピンの色や太さの指定 ・まゆ毛処理の禁止

4 性同一性障害、性的指向、性自認等に係る配慮事項

(1) 学校における支援体制

- ◆最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受
けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むこと。
- ◆相談ありきでなく、該当児童生徒の把握に努める。個別の対応が必要な児童生徒が
確認された場合は、本人や保護者の意向を最大限に尊重して配慮し、組織的に取り
組むこと。
- ◆情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい
場合があること等に留意しつつ、情報を共有する場合には意図を十分に説明・相談
して理解を得ながら、対応を進めること。

- ・学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）や「ケース会議」（校外）等を適時開催しながら対応を進める。
- ・性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々の児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要である。
- ・他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要がある。
- ・医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要である。

（２）学校生活の各場面での支援

場 面	支援の例
服 装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪 型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める。（戸籍上男性）
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼 称	校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す。 自認する性別として名簿上报う。
授 業	体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水 泳	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
修学旅行など	1人部屋の使用を認める。 入浴時間をずらす。
部活動	自認する性別に係る活動への参加を認める。

【出典：「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」

平成27年4月30日 27文科初児生第3号】